

# 各種メディアを活用した観光・物産プロモーション企画運営業務仕様書

## 1 名称

各種メディアを活用した観光・物産プロモーション企画運営業務

## 2 目的

首都圏や東北エリアを対象に、テレビ番組での放映やネットプロモーションを通じて、視聴者及び閲覧者に対し、本県観光・物産の認知度向上を図るとともに、イベント開催を通じて本県への来訪促進を図る。

## 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 業務内容

### (1) 業務実施に当たっての留意事項

本業務を実施するに当たっては、以下の点に留意して十分な検討を行った上で、企画実施すること。

ア 各業務の連動による相乗効果や発注者等が実施する他の事業との連携により、高いプロモーション効果が得られるよう工夫を凝らすこと。

イ 継続的な事業効果を意識して、プロモーションを展開すること。

### (2) 東北エリアにおける観光・物産プロモーション

受注者は、東北エリアからの来訪促進を図るため、下記の観光・物産プロモーションに係る一切の業務を行う。

#### ア 宮城県内における観光・物産プロモーション

##### (ア) テレビメディア招請

###### a 招請するテレビメディア

宮城県内に所在するテレビメディアを1社以上招請すること。

※ ただし、地上波系列局に限る。

###### b 取材日程

テレビの放映時期及び取材内容等に合わせた適切な日程を調整すること。取材は、1回当たり2泊3日以内とし、発注者及び関係機関と調整した上で決定すること。

###### c 取材内容

千葉県内の観光スポット・ご当地グルメ・宿泊施設等を取り上げること。取材内容の詳細については、発注者及び関係機関と調整した上、決定すること。

d 番組枠・放送時間

視聴率の高い情報番組等において、15分程度放送されるよう手配すること。

e 放映時期

原則、下記4(2)ア(ア) e(a)及び(b)の時期において、それぞれ1回以上放映すること。

(a) 秋季

令和8年10月又は11月

※ 本業務とは別に発注者が実施する宮城県内でのイベントの集客に繋がるよう、最適な時期を交渉して放送すること。

(b) 冬季

令和9年1月又は2月

※ 下記4(2)ア(イ)で実施するイベントの集客に繋がるよう、最適な時期を交渉して放送すること。

f イベント告知

秋季及び冬季に招請したテレビメディアの番組内において、発注者が実施するイベントの告知を行うこと。

g 視聴者プレゼント

番組内で紹介したグルメ・土産や下記4(2)ア(イ)で実施するイベントで販売する特産品等を視聴者にプレゼントする企画を実施すること。プレゼント品については、受注者が必要数を調達する(当選者への送料含む。)こととし、品目については、発注者及び関係機関と調整した上で決定すること。

h 留意事項

取材ロケ等に著名人を起用する場合は、発注者及び関係機関と調整した上で決定すること。

(イ) 観光物産展の開催

a 開催日程

令和9年1月又は2月(4日間を想定)の予定  
午前10時～午後8時の予定

b 開催場所

宮城県内(JR仙台駅東西自由通路等又はイオンモール新利府)の予定

c 実施内容

原則、以下の方法によりPRを行うこと。

(a) 観光パンフレットコーナーの設置

(b) 観光PRスペース及びモニターの設置

- (c) 観光パンフレット及びノベルティグッズ等のサンプリング
- (d) 本県観光の魅力を発信するディスプレイ
- (e) ご当地キャラクターのグリーティング
- (f) 来場者アンケートの実施
- (g) 特産品の販売
- (h) 抽選会の実施
- (i) その他、集客やメディアの取材に結びつくような企画

d イベントスタッフの手配

- (a) 着ぐるみのパフォーマー及び着ぐるみ誘導の要員を手配すること。

e 会場等の手配

- (a) 契約締結後、速やかに会場等を確保すること。

※ 特産品の販売コマ数は、35コマ程度（予定）とする。

- (b) 会場内には、観光パンフレットやノベルティグッズ、特産品などのストックスペースを確保すること。
- (c) 会場内又は会場周辺に、着ぐるみやイベント参加者の控室を確保すること。
- (d) 会場周辺に、商品等を事前保管するためのストックスペース等を確保し、商品の荷受け及び適正な保管を行うとともに、会場設営に合わせて搬入すること。

f 設営・装飾・撤去

- (a) 会場の設営・装飾及び撤去業務を行うこと。
- (b) 会場は、基調となる色を提案し、来場者に千葉県観光の魅力を十分にPRできるような装飾を企画すること。
- (c) 会場内各所に、イベント名が入ったタイトルサインを設置すること。
- (d) 会場装飾用に、千葉県産の切り花を計800本程度（予定）手配することとし、切り花の種類や搬入のタイミング、装飾方法等については、発注者及び関係機関と調整した上で決定すること。なお、切り花の設置及び管理する要員を併せて手配すること。
- (e) 会場装飾用に、観光写真パネルを20～30枚程度制作し、特設壁面に設置すること。また、展示に必要なタイトルパネル、キャプション等を制作し、設置すること。なお、写真データについては、発注者が手配を行うこととする。
- (f) モニター、音響、照明、電源、パンチカーペット、システムパネル、ポールパーテーション、プラスチックチェーン、テーブル、のぼり旗用ポール・アンカー、パネルスタンド、パンフレットラック、看板、サイ

ン、抽選器、抽選会POP、プランター、バケツ、じょうろ、オアシス、花用スリーブ、レジ、販売用ワゴン、消火器、ゴミ箱、掃除用具など、イベントに必要な備品・消耗品等の一切を必要数手配すること。

(g) 会場内で発生した廃棄物の処理を行うこと。

#### g 安全対策

(a) 会場設営及び撤去時に、人員を配置して安全対策を行うこと。

(b) 会期中は、イベントを開催していない時間帯に人員を配置して、会場管理を行うこと。

#### h 広報宣伝

(a) 本業務で招請したテレビメディアの番組内において、原則、イベント初日に、会場からの中継によるイベント告知等を実施すること。なお、イベント告知には、可能な限りチーバくんも参加することとし、その場合は、パフォーマーや着替場所等を確保すること。

(b) 上記4(2)ア(ア)以外のテレビメディアにおいて、宮城県内で放映している視聴率の高い番組等でイベント告知等を実施するよう交渉すること。

(c) 河北新報の朝刊折込広告を、上記4(2)ア(イ)で開催するイベント初日又はその前日に実施すること。また、折込みに必要な広告チラシを作成することとし、広告枚数は、100,000枚以上とする。なお、広告実施エリアからのイベントへの来訪が一層高まるよう工夫を施すこと。

(d) 仙台市交通局南北線の車内広告を、原則、イベント実施期間を含む1週間程度実施すること。なお、車内広告に必要な印刷物を作成すること。

(e) その他、イベントへの集客に繋がるよう効果的な広報宣伝を行うこと。

#### i ノベルティグッズ

(a) 抽選会の景品として、特産品の販売促進に資するノベルティを必要数手配すること。

(b) アンケートへの参加促進及び新聞折込広告エリアからの来訪促進に資するノベルティを必要数手配すること。

(c) ノベルティ総数は、5,000個程度とする。

(d) ノベルティは、使用する目的や狙いにふさわしいものを数種類用意することとし、発注者及び関係機関と調整した上、決定すること。なお、ノベルティには、非売品のチーバくんグッズを含め、手配すること。

#### j その他

(a) 運営マニュアルや進行台本等を作成すること。

- (b) 観光パンフレットや着ぐるみなど、発注者が指示する荷物について、発注者が指定する場所とイベント開催場所の間を往復で運搬すること。なお、荷物運搬用車両として、物品及び物量に応じた車両を手配し、荷受け及び適正な保管を行うとともに、会場設営に合わせて搬入すること。
- (c) 想定される来場者数をもとに、イベント保険に加入すること。
- (d) 提供する景品等については、景品表示法を遵守の上、実施すること。
- (e) 特産品販売に係る出店者の募集、調整、契約手続、売上の管理、販売品の手配、確保等は、本業務には含まない。

k 独自提案

独自提案による実施内容については、発注者と協議の上、決定する。

※ 独自提案の企画・実施に要する一切の経費は、契約額に含むものとする。

※ 独自提案の内容及び実施の有無等は、最終的に発注者と協議の上で決定する。

(ウ) メディア訪問等

- a 上記4(2)ア(イ)のイベント開催に合わせ、現地メディアや業界メディアにプレスリリースを配信すること。
- b 上記4(2)ア(ウ)aに連動して、発注者職員等による現地メディア訪問を企画・実施すること。なお、日程や訪問先については、発注者及び関係機関と調整した上、決定することとし、スケジュール作成やアポイントメント等の調整を行うこと。
- c 効率的にメディア訪問が行えるよう、必要な移動手段を必要数手配すること。
- d 訪問先への手土産として、千葉県の特産品等を必要数手配すること。
- e 現地メディア訪問にチーバくんが同行する場合は、パフォーマーや着替場所・移動手段等を確保すること。
- f メディアへの露出が可能となるよう、PR会社を活用するなど、十分な対策を施すこと。

イ 福島県内における観光・物産プロモーション

(ア) テレビメディア招請

a 招請するテレビメディア

福島県内に所在するテレビメディアを1社以上招請すること。

※ ただし、地上波系列局に限る。

b 取材日程

テレビの放映時期及び取材内容等に合わせた適切な日程を調整すること。取材は、1回当たり2泊3日以内とし、発注者及び関係機関と調整

した上で決定すること。

c 取材内容

千葉県内の観光スポット・ご当地グルメ・宿泊施設等を取り上げること。取材内容の詳細については、発注者及び関係機関と調整した上で決定すること。

d 番組枠・放送時間

視聴率の高い情報番組等において、15分程度放送されるよう手配すること。

e 放映時期

原則、下記4(2)イ(ア) e(a)及び(b)の時期において、それぞれ1回以上放映すること。

(a) 秋季

令和8年10月又は11月

※ 本業務とは別に発注者が実施する宮城県内でのイベントの集客に繋がるよう、最適な時期を交渉して放送すること。

(b) 冬季

令和9年1月又は2月

※ 上記4(2)ア(イ)で実施するイベントの集客に繋がるよう、最適な時期を交渉して放送すること。

f イベント告知

秋季及び冬季に招請したテレビメディアの番組内において、発注者が実施するイベントの告知を行うこと。

g 視聴者プレゼント

番組内で紹介したグルメ・土産や上記4(2)ア(イ)で実施するイベントで販売する特産品等を視聴者にプレゼントする企画を実施すること。なお、プレゼント品については、受注者が必要数を調達する(当選者への送料含む。)こととし、品目については、発注者及び関係機関と調整した上で決定すること。

h 留意事項

取材ロケ等に著名人を起用する場合は、発注者及び関係機関と調整した上で決定すること。

### (3) 首都圏居住者を対象としたネットプロモーション

受注者は、首都圏に居住する旅行意欲の高い層に対し、本県の観光・物産の魅力を広く発信し、高いエンゲージメントを獲得するため、ネットを活用したプロモーションに係る一切の業務を行う。

プロモーションの実施方法は、グルメに特化したインフルエンサーによる情報

発信又は受注者の提案に基づくプロモーション手法とし、実施方法及び実施期間等については、発注者と協議の上、決定する。

#### (4) 効果測定

上記4 (2) 及び (3) で実施したプロモーションの効果測定を行うこと。  
なお、効果測定の手法については提案事項とし、最終的に発注者と協議の上、決定する。

#### (5) クリップング

本業務で実施したプロモーションに関して、露出したメディアをクリッピングし、メディアごとに広告費換算及び到達度の算出を行い、一覧にまとめて報告すること。

ア テレビ放映の場合は、放送場面を録画し、発注者が指示する数量をデータ納品すること。

イ 新聞等の紙媒体の場合は、発注者が指示する数量の現物を納品すること。

ウ その他、発注者が指示する必要な数値等を報告すること。

エ メディアへの露出を広告費換算した金額が、本業務に要した経費を上回る効果を上げること。

#### (6) 実績報告書の提出

本業務終了後、速やかに実績報告書を提出すること。

### 5 経費

本業務の実施に係る一切の経費は、契約額に含むものとする。

### 6 その他事項

#### (1) 業務の実施

ア 本業務の実施に当たっては、綿密に発注者と協議又は打合せを行うとともに、発注者の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。

イ 協議又は打合せは、発注者又は受注者の求めに応じ実施するものとし、場所については、発注者の指示に従うものとする。なお、議事録は受注者が作成すること。

ウ 社会情勢等により、本業務の内容を変更又は中止する場合がある。

エ 本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、発注者が求める事項は、最大限実現できるよう努めること。

オ 契約額については、事業実績等によって、減額精算することがある。

#### (2) 官公庁等への各種手続きの代行

ア 法令等による官公庁等への届出・申請等が必要な場合は、手続きの全てを代行すること。(法令等により委任・代理ができない場合はあらかじめその旨

を発注者へ報告する。)

イ 手数料などの負担が生じる場合、当該手数料は契約額に含まれるものとする。

### (3) 各種資料の作成

ア 発注者が求める資料を作成のうえ、紙及びデータで提出すること。

イ 作成部数、データ形式等に関しては、発注者の指示に従うこと。

### (4) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

ア 受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。なお、第三者に著作権が帰属する写真などの素材が成果物に含まれる場合は、当該素材の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約など一切の手続きを行うこと。

イ 受注者は、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、成果物に係る著作権者人格権（同法第18条から20条までに規定する権利）を行使することができない。また、受注者の従業員や再委託先が当該権利を有する場合も、これらの者が当該権利を行使しないために必要な措置をとらなければならない。

ウ 著作権等に関する紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてこれを解決しなければならない。

### (5) 記載外変更

本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従うこと。

### (6) その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、発注者と協議すること。